

足利市入札適正化委員会議事概要（平成21年度 第3回）

開催日及び場所	平成22年2月1日（水） 午後2時～5時 足利市役所 特別会議室	
委員	岩崎 勝 委員長 菊地 義治 委員 小林 康昭 委員 原田 いづみ 委員（欠席）	
審議対象期間	平成21年 4月1日～平成21年 9月30日	
抽出案件	4件	（備考） 総件数 171件 一般競争入札 58件 指名競争入札 104件 随意契約 9件
一般競争入札	3件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
<p>会議の概要</p> <p>（1）入札及び契約手続の運用状況等について （事務局より説明）</p> <p>発言の要旨</p> <p>委員 上下水道部所管の管工事の落札率は、管財課所管の工事に比べ高いように感じるが特に理由があるのか？</p> <p>事務局 思い当たる理由はない。</p> <p>委員 管財課所管で造園工事の落札率が高い理由はなにか。</p> <p>事務局 造園業者は市内10者と登録業者数が少なく、競争性が低いことが考えられる。</p> <p>委員 一般建築工事人件費に変動はあるのか。</p> <p>事務局 県から示されている人件費はここ数年変化はない。</p>		

委員

上水道管漏水調査業務委託（西部地区）の指名競争入札において、落札者が契約辞退をしたのはどのような理由か。

事務局

特記仕様書において漏水調査の資格を持つ技術者の配置を求めていたが、落札業者に資格を持つ技術者がいなかったためである。

委員

落札業者に対して、入札保証金の没収などで何らかの処分をしたのか。

事務局

入札保証金は免除の入札であった。契約締結前に辞退をしたので特に処分はしていない。業者には来てもらって、特記仕様書はきちんと良く読んでから入札するよう厳重に注意した。

委員

落札業者が契約を辞退するという事は、結果として入札を妨害したことになる。知らなかったでは済まされない。今後はルールをきちんと作るべき。入札の公正性、適正性が欠けるきらいが出てくる。

今後の大きな課題としてほしい。

競争入札が随意契約になったというのは重大な意味がある。入札の適正化ということに関わってくる。良く検討して再発防止に努めてほしい。

（２）抽出事案の審議

事案抽出の当番委員である岩崎委員から抽出理由の説明があり、その後審議に入る。

医療福祉拠点整備事業 五十部運動公園整備工事

（事務局より説明）

発言の要旨

委員

電子入札の開札は、市の当該部局だけで入札参加業者は立ち会わないのか。

事務局

業者は自由に立ち会うことができる。業者が立ち会わない時は入札に中立な立場の職員を立会人としている。

委員

電子入札の具体的な開札の方法は。

事務局

入札書提出期日までに業者からASP業者に入札書が送信される。パソコンで開札を行うが、指定した開札時間にならないと操作できない。開札自体は、瞬時に行われる。

委員

業者が入札金額を誤って入力したときは、訂正できるのか。

事務局

入札書を送信してしまった後は、訂正できない。送信前にプリントアウトして確認することになる。

委員

開札日が6月16日で参加資格審査日が6月22日と1週間後である理由は、

事務局

開札日の2日以内に資格審査のための書類提出を落札業者に求めている。その後2日以内に書類を審査し決裁をする。その間土・日曜日が入ったので6日後となった。

委員

参加資格審査は、全者に行うのか。

事務局

最低価格の業者のみである。

委員

入札結果の審査から契約日までに一か月近くの時間を要しているが、どういうことか。

事務局

低入札価格調査制度の配置予定の重点調査のための日数を要した。

(仮称)体験の家建設工事(建築工事)

(事務局より説明)

発言の要旨

委員

落札業者の配置予定技術者の施工経験は0点である。総合評価方式の場合、総合評価点が一番高ければこうした業者でも落札者となることができるということですね。

委員

木造の場合、品質が適合したものを使っているかどうかどのように確認するのか。

事務局

木材の場合、新しいものであれば等級があるので、検査をしてあったものを納入させている。

ただ、今回の案件の場合、民家を移築して建築しているので新しい材料の仕様は少ない。

足利市公共下水道 山辺西部土地区画整理地区築造工事（第Ⅰ工区）

（事務局より説明）

発言の要旨

委員

変更増は6メートルの延長ということか。

事務局

その通りである。

配水管移設工事（国道293号外）

（事務局より説明）

発言の要旨

委員

入札者は、どこがいくらで入札したかすぐにわかるのか。

事務局

落札候補者には電話ですぐに連絡している。

後日、落札候補者が落札者に確定になれば、落札業者名及び金額はホームページに掲載している。

また、参加した業者には、落札業者と金額をメールで送る。

委員

それは個人情報の開示には当たらないのか。

事務局

公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律により公表することになっている。

まとめ（抽出事案の入札関係の業務が概ね適正に執行されていたか？）

委員

（概ね適正であったと判断することで異議なし）

（3）入札契約制度に関する意見について

（事務局より説明）

委員

入札の適正化ということは、競争性・公平性の意味からも、一般競争入札へ向かっていかなければならない。それを念頭に置いて考えていきたい。

事務局案を作成し、4人の委員の意見が一致したものを委員会の案として取り扱うこととしたい。

意見がまとまらない場合は両論併記という方法もある。本日は欠席委員もいる早めに取りまとめを行い、市長に意見を具申することにした。

